

# 円滑な施工確保に向けた各種取組について

令和5年6月  
企画部 技術管理課

# 1. 労務単価の見直しについて

---

# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

### 全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比； + 5. 2% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

主要12職種※ （20,822円） 令和4年3月比； + 5. 0% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

### （主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+ 4. 0%	運転手（一般）	21,859円	+ 5. 8%
普通作業員	20,662円	+ 5. 7%	型枠工	27,162円	+ 3. 8%
軽作業員	15,874円	+ 6. 3%	大工	26,657円	+ 4. 9%
とび工	26,764円	+ 4. 8%	左官	25,958円	+ 4. 0%
鉄筋工	26,730円	+ 3. 6%	交通誘導警備員A	15,967円	+ 7. 1%
運転手（特殊）	25,249円	+ 5. 7%	交通誘導警備員B	13,814円	+ 6. 3%

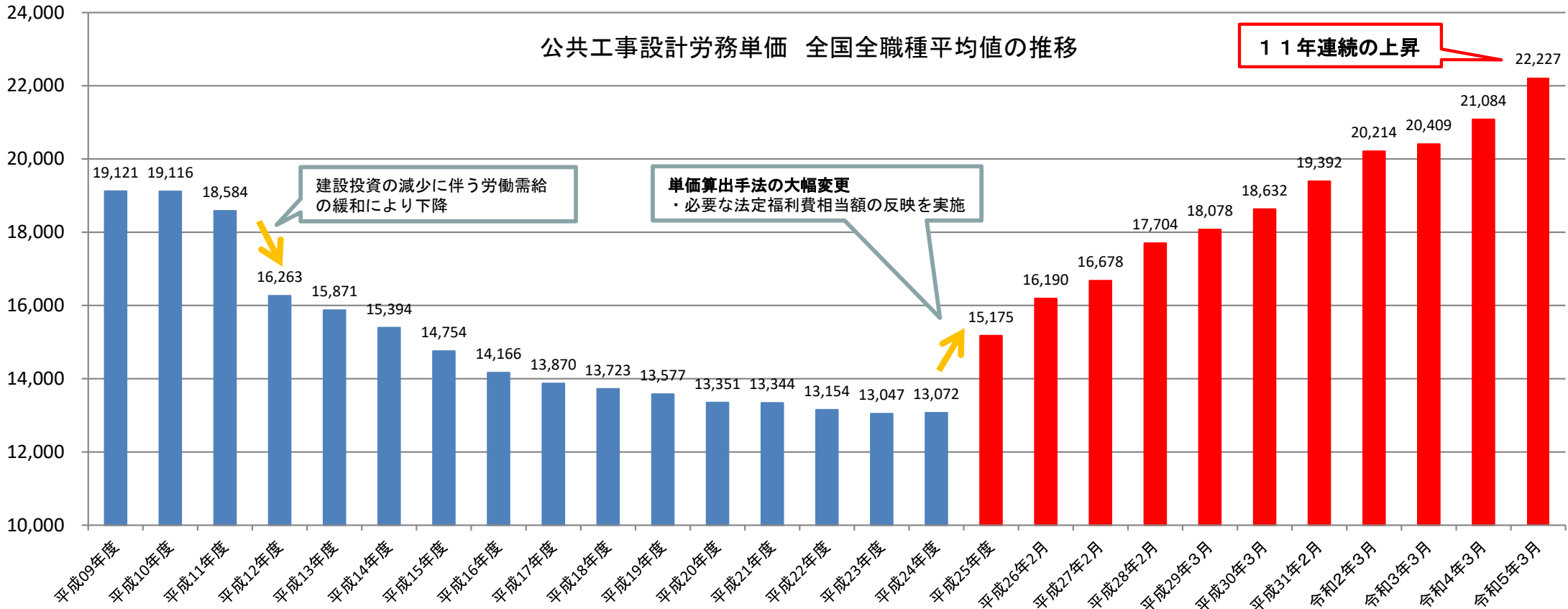
注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。3

# (参考)直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

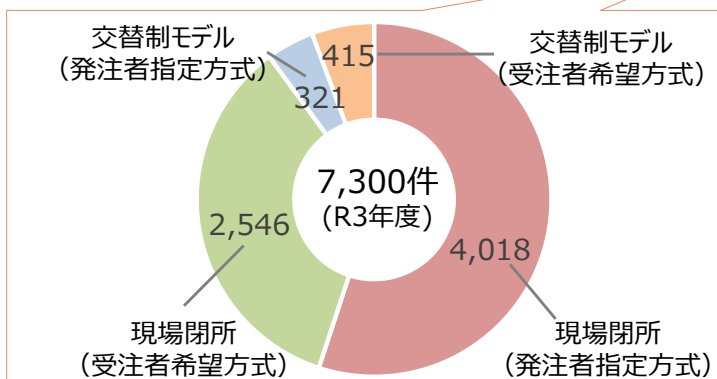
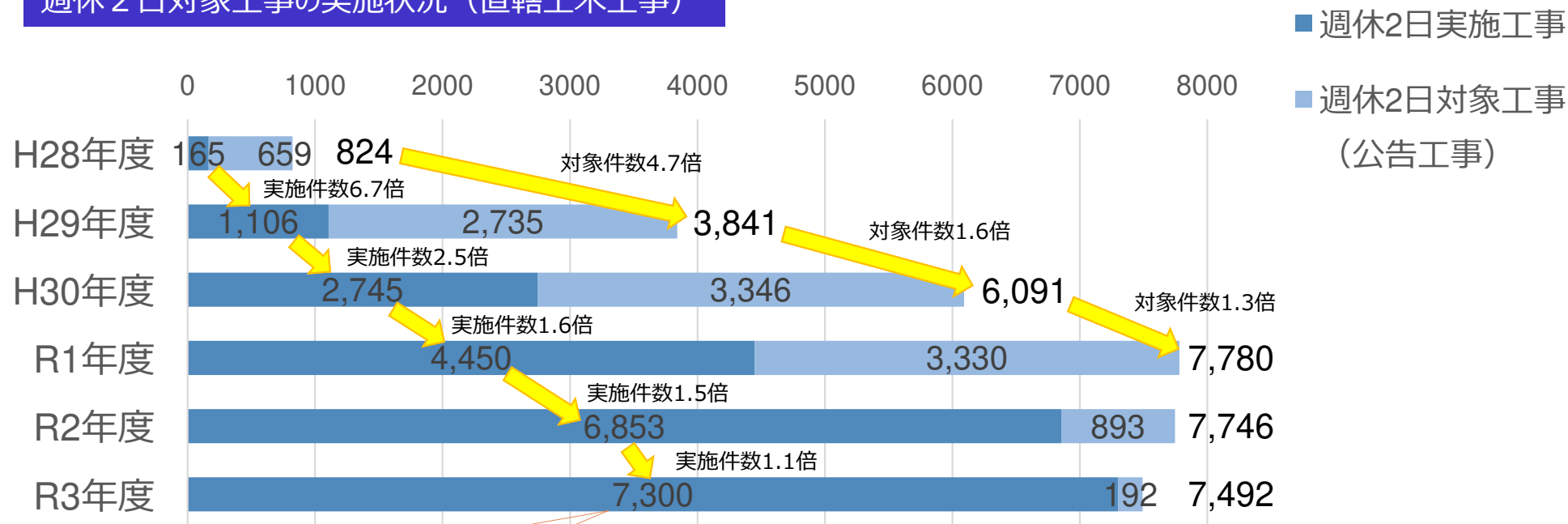
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	令和4年度適用件数【関東地整】	適用件数 5件	適用件数 26件	適用件数 45件
	令和3年度適用件数【関東地整】	適用件数 1件	適用件数 0件	適用件数 4件

## 2. 建設業における働き方改革について

---

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



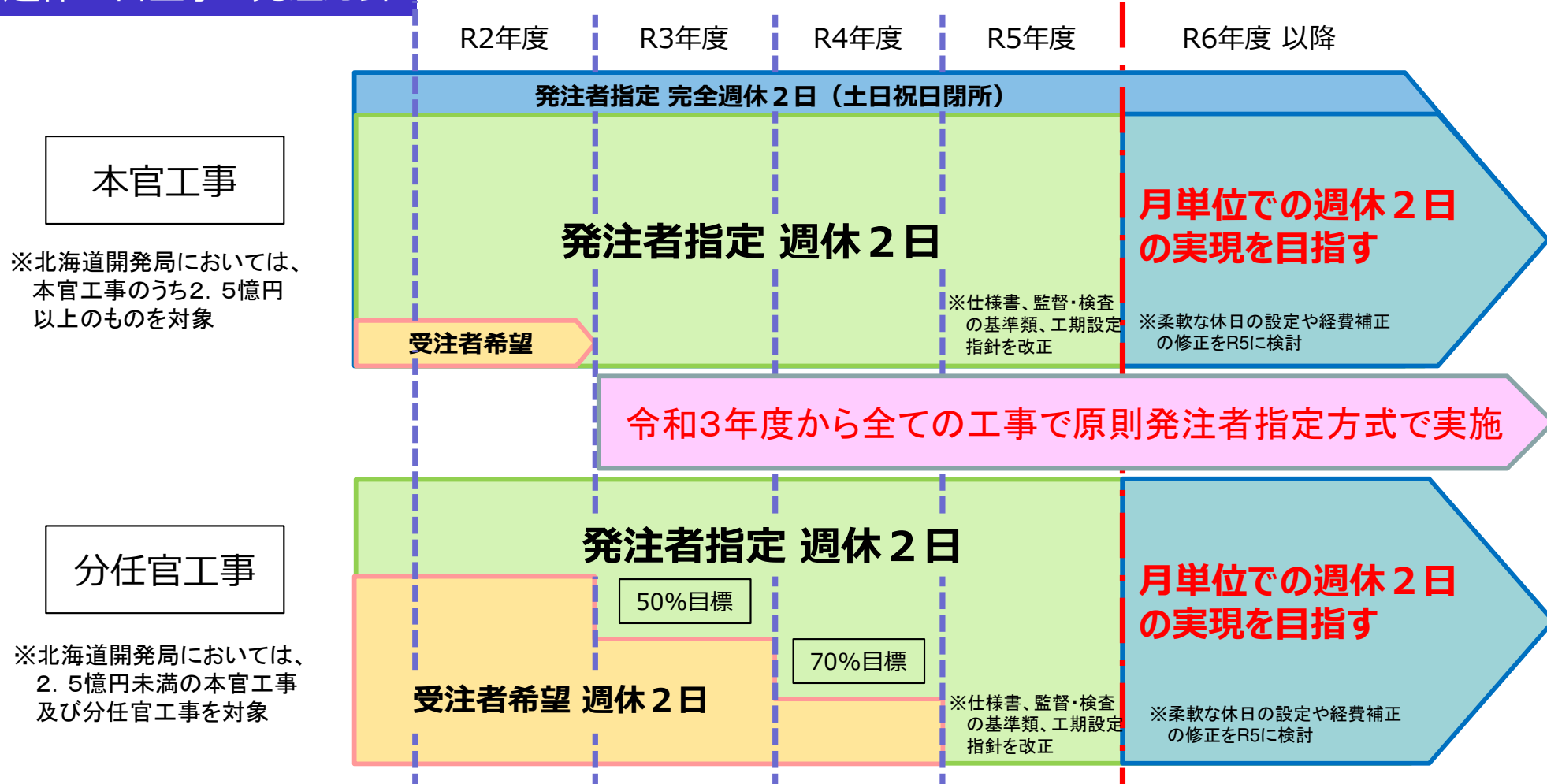
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄土木工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）  
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

# 令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間） ※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式  
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す  
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

## 週休2日工事の発注方針



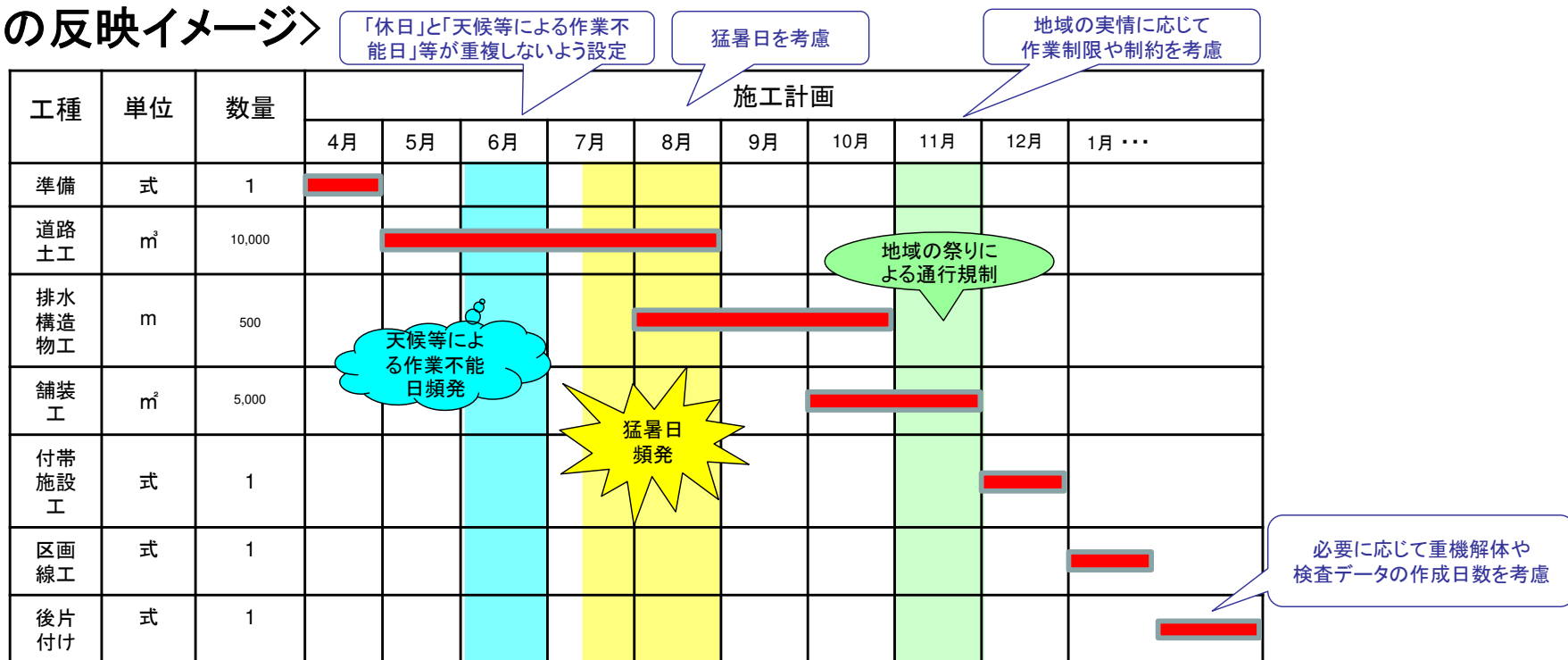


# 工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

## ＜工期への反映イメージ＞

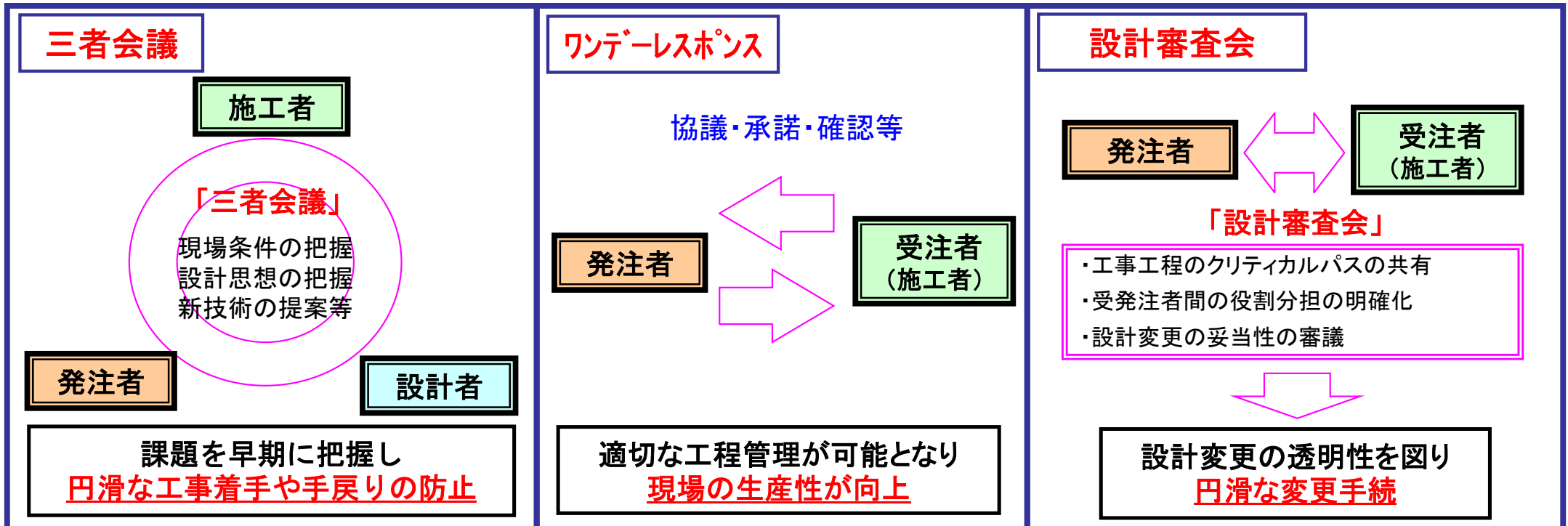


### **3. 施工効率の向上に向けた取組について**

# 施工効率の向上

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組

- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計審査会 : クリティカルパスの共有、各種ガイドラインの活用を図り、円滑な設計変更の実施



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。  
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

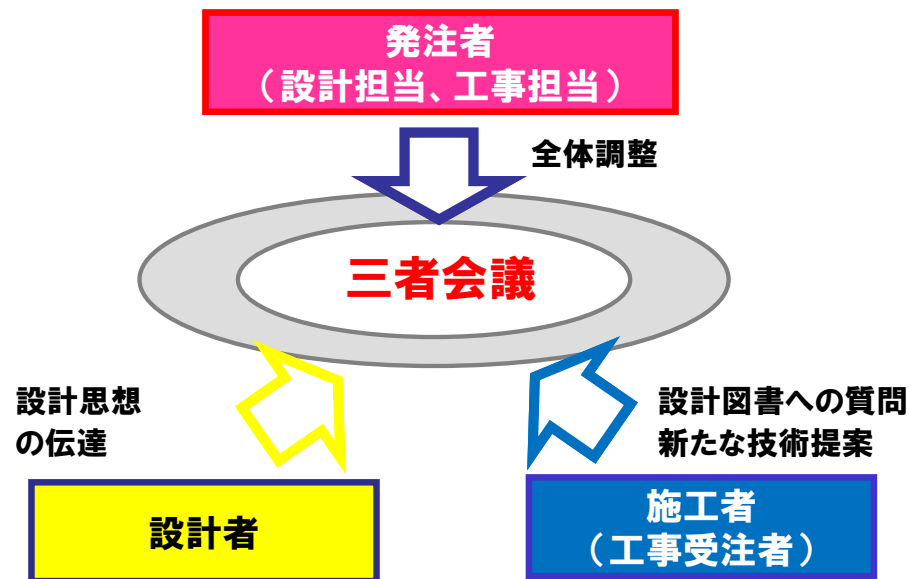
原則、全ての工事が対象  
(簡易な工事は除く)

# 設計・施工技術連絡会議(三者会議)

・三者会議とは、

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(工事受注者)による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組

## 三者会議の概要



### 【検討例】

- ・設計の考え方、設計思想の説明(設計者)
- ・照査結果の報告、新技術の提案(施工者)
- ・関係機関との調整状況(発注者)

## 《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事:

- ① 工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事
- ② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。

- ・発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ・設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。
- ・施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関する事、及び新技術の提案等の説明を行う。
- ・対象工事以外で施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請(協議)するものとする。
- ・現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

## 効果

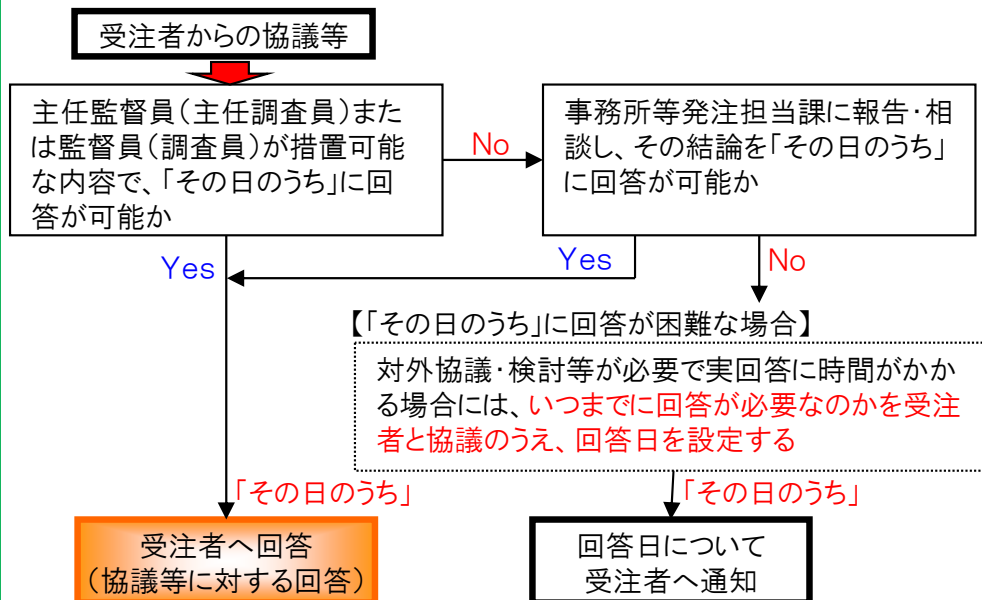
- ◆公共工事の品質確保
- ◆円滑な事業執行

・ワンデーレスポンスとは、  
受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取組

## ワンデーレスポンスの概要



### ○ワンデーレスポンスフロー



## 《関東地方整備局での取り組み》

### ○対象工事: 全ての工事および業務

- ・主任監督(調査)員または監督(調査)員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答する。
- ・「その日のうち」とは、午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。
- ・発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ・通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ・回答及び回答日の通知は、原則、書面により行うものとする。

## 効果

- ◆ 問題解決の迅速化
- ◆ 適切な工程管理

# 設計審査会（令和3年10月から運用）

・設計審査会とは、

発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前に工事工程の共有・照合及び協議資料作成等の役割分担を明確にし、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組

## 設計審査会の概要

受注者

- ・現場代理人
- ・監理技術者等

発注者

- ・(技)副所長
- ・工務課長
- ・主任監督員等

### 設計審査会

- ・工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックの実施
- ・協議資料作成等の役割分担の明確化
- ・設計変更の妥当性審議(設計変更ガイドライン活用)
- ・設計変更手続きに伴う工事中止の判断等

設計変更、先行施工承認に反映

#### 【検討例】

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

## 《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事：原則、全ての工事  
(簡易な工事等は除く)

- ・現場着手前に、工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施し、併せて協議資料作成等の役割分担を明確にする。
- ・設計変更の妥当性(可・否)の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について、審査を行う。
- ・発注者、受注者のいずれかの発議により、適時開催する。
- ・受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括監督員」に文書で要請(協議)する。
- ・審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持する。

## 効果

- ◆ 変更手続きの透明性、公平性の確保
- ◆ 迅速、円滑な変更手続き

# 『設計変更ガイドライン』について

設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更に係る各ガイドラインをとりまとめ、  
**受発注者双方の共通認識を得る**

HP掲載：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

## ガイドライン(総合版)の概要

### I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景
2. 設計変更が不可能なケース
3. 設計変更が可能なケース
4. 設計変更手続きフロー
5. 設計変更に関わる資料の作成
6. 条件明示について
7. 指定・任意の使い分け
8. 違算防止のための留意事項

### II 工事一時中止に係るガイドライン(案)

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係わる基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成

7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
9. 増加費用の考え方
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

### III 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方
2. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの(事例)
3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり
4. 設計図書の照査項目及び内容
5. 照査項目チェックリスト

**R1.9改定**

### 【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)

#### 効果

- ◆ 適正な利潤、適切な工期の確保
- ◆ 生産性・品質の向上
- ◆ 様々な解決策をひとつにまとめる

# 土木工事電子書類スリム化ガイドの改定 ①

## 取組の目的

工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、**工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進**を図ることが目的。

## 適用・改定のポイント

### ■適用

- ・令和3年10月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開始する関東地方整備局発注工事。(港湾空港関係、営繕関係を除く)  
(入札手続き中及び契約済みの工事についても適用)
- ・受注者、発注者・監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

### ■改定のポイント

- ✓ **工事書類は電子データが原則であることを明確化にするため、名称を「土木工事電子書類」に改定。**
- ✓ **工事着手前に設計審査会にて受発注者間で作成書類の役割分担の明確化。**
- ✓ 設計審査会をはじめ、会議資料は電子データを原則(ペーパーレス)としプロジェクター、タブレット等の活用やWEB会議に努める。
- ✓ **施工計画書は、概算・概略数量発注により詳細が未定の場合、準備工着手時は必要最小限の項目**を作成し、施工内容が確定した後に詳細な施工計画書を作成すればよい。
- ✓ **遠隔臨場**を活用し、効率的な段階確認、材料確認、立会の監督を実施。
- ✓ **創意工夫・社会性等に関する実施状況は10項目**までの提出とする。
- ✓ 完成検査は「**検査書類限定型工事**」(検査書類を10種類に限定)を活用し、効率的な検査を実施。
- ✓ 作成が不要な書類、提出が不要な書類、その他スリム化に関する留意事項を明記。



※関東地整HPに掲載

「土木工事電子書類スリム化ガイド」 → <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>



## 土木工事電子書類スリム化ガイドに関するアンケート調査結果

### <アンケート対象>

R3. 11. 1からR4. 5. 31までに契約した関東地方整備局管内工事の受注者  
601件(336社)うち回答数342件(246社)

### <アンケート実施月>

令和4年6月

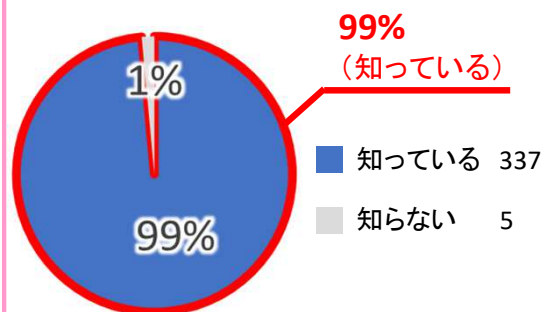
### <アンケート方法>

WEB方式

### アンケート結果概要

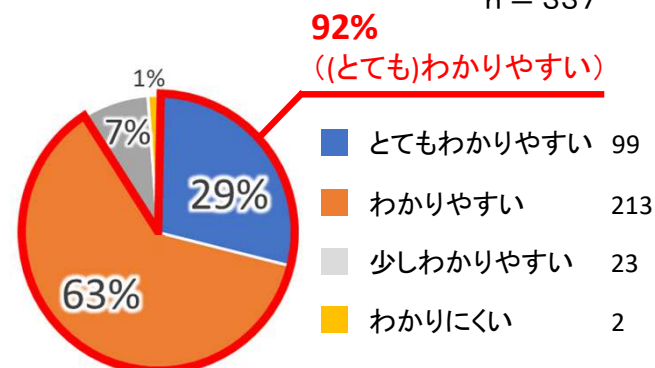
#### 【スリム化ガイドを知っていますか】

n = 342



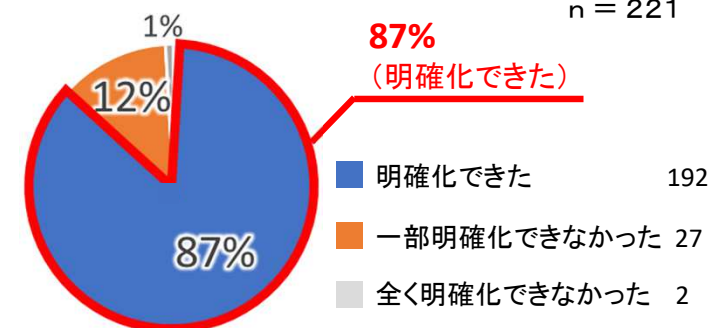
#### 【スリム化ガイドのわかりやすさについて】

n = 337



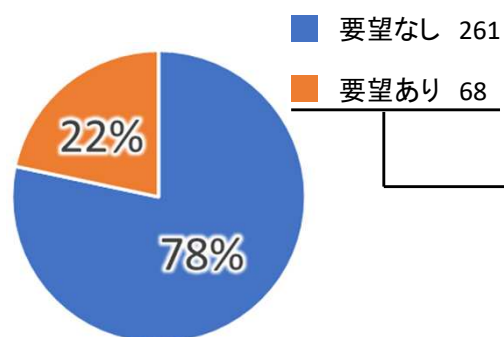
#### 【スリム化ガイドでは、工事着手前の設計審査会において、受発注者間の書類作成の役割分担を明確化することとしていますが、明確化できましたか】

n = 221



#### 【スリム化ガイド等の更なる改善要望はありますか】

n = 329



#### 【主な改善要望項目】

- ◇施工体制台帳  
受注者が「添付が不要な書類」を「作成が不要な書類」と勘違いしたり、施工体制調査員が「添付が不要な書類」を点検に必要なため添付を求めたりすることが散見される。
- ◇設計審査会  
対象工事、役割分担、開催方法(WEB会議等の活用)が明確でない。
- ◇臨場確認(段階確認等)  
確認した実測値の保存方法の記載内容(電子的な方法で記録)が明確でない。
- ◇工事検査  
検査書類限定型検査において、10種類以外の書類提示を求められることがある。

## 【目的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

## 工事検査書類限定型のイメージ

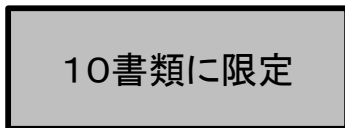
通常検査

検査書類



検査書類限定型

検査書類



上記の書類以外は、  
監督職員による施工  
プロセスのチェックリ  
ストにより確認

## 【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等により改善指示はは発出された工事

## 【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

# 関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場 ～インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

令和5年4月27日時点

## 〈令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針〉

### ● 令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的な実施に移行

- ・ 工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。
- ・ 工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。  
なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。

### ● 発注者側の標準的な通信環境の仕様を示すことで、通信接続問題の解消の一助になり、また民間の技術開発の発展・促進につながることに期待

- 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams、zoom等)」等を利用。
- 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

## 〈実施件数〉

令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・547工事(35事務所)(令和5年3月末時点)

令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事(36事務所)(令和4年3月末時点)

令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事(31事務所)(令和3年3月末時点)

配信システムに関する仕様

項目	仕様	
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80,443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Internet Explorer11(R4.6まで) Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えません。

## 〈成果〉

- ・ 監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・ 施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・ 立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった



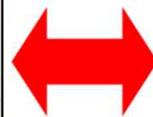
**受発注者ともに  
人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与**

現場での受注者による撮影状況



ウェアラブルカメラにより撮影

リモート(遠隔)で監督を実施

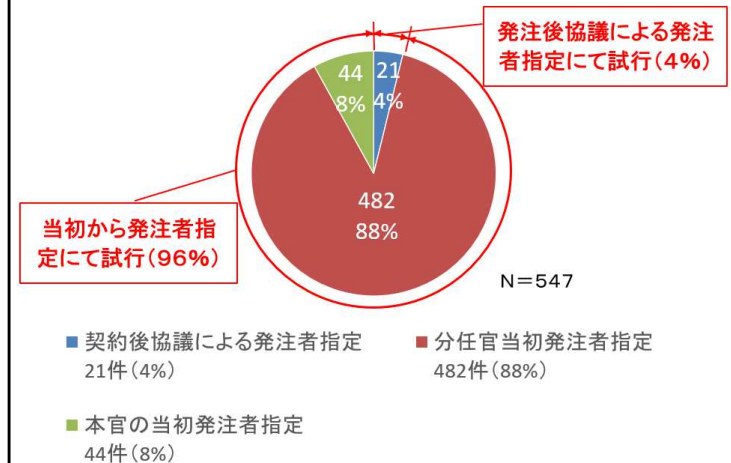


執務室での監督職員による確認状況



リアルタイムで映像を確認

令和4年度 遠隔臨場の試行区分 R5.3末時点



## <実施目的>

- 巡回現場会議は、建設現場における施工の効率化、生産性の向上、担い手の確保・育成などを目的とした施策の実施状況の確認と課題を把握し、必要に応じ改善を図るため、工事発注や監督に直接関係しない本局の企画部職員が各事務所の建設現場等を巡回する取り組み（平成22年度から開始）

## <令和4年度の実施状況>

- 直轄工事への参入動機や都県等発注工事との比較などの意見を抽出するため、新規参入又は直轄受注実績の少ない企業を対象に実施
- 受注業者とのコミュニケーション状況や現場管理に係る改善点などの意見を抽出するため、主任監督員や工事監督支援業務の現場技術員を対象に実施

凡 例:◇好評な事例 ◆意見・要望等

## <受注者からの主な意見>

- ◇「土木工事電子書類スリム化ガイド」の活用により工事書類作成の負担が軽減する。
- ◇直轄工事は都県発注工事と比較して、適切に設計変更の対応をいただいている。
- ◇公募型指名競争入札方式により、経験のない技術者でも配置することができるため、技術者の育成につながる。
- ◇地域に精通していることから、直轄工事での実績を作るために受注した。
- ◆自治体工事では工事書類の提出を紙資料(正副2部)で求められることがある。
- ◆設計成果と現場に不整合があり、設計変更のための資料作成が負担となっている。
- ◆現場作業終了後の夕方から工事書類を作成しているのが、時間外労働となる。
- ◆「変更見込額が請負代金額の30%を超えてはならない」との判断から設計数量を減工されたことがある。設計変更時の30%超えに壁を感じる。

## <主任監督員からの主な意見>

- ◇引き続き、巡回現場会議の取組を進めて欲しい。
- ◇打合せや工程会議などにおいて有効的にWEBが活用され、遠隔臨場の実施より建設現場の生産性向上に繋がっている。
- ◇現場技術員の書類作成の補助として補助技術者を配置している。
- ◆工事発注前に関係機関との協議(事務所が行う協議)を済ませて欲しい。
- ◆設計成果の引き渡しの遅れに伴う工期延伸が未対応。

## <過去の実施件数>

年度	事務所数	現場数
H22	27	46
H23	28	78
H24	27	65
H25	27	81
H26	28	84
H27	28	84
H28	29	87
H29	30	91
H30	30	89
R1	30	90
R2	4(15)※1	12(45)※1
R3	29(14)※2	87(42)※2
R4	12	16

※1 ( )アンケートのみ回収  
 ※2 ( )うちWEB開催

令和4年度は、  
 R4.12.14～R5.1.30の期間で実施 **19**

# 『建設現場悩み相談窓口』の設置(関東地方整備局)

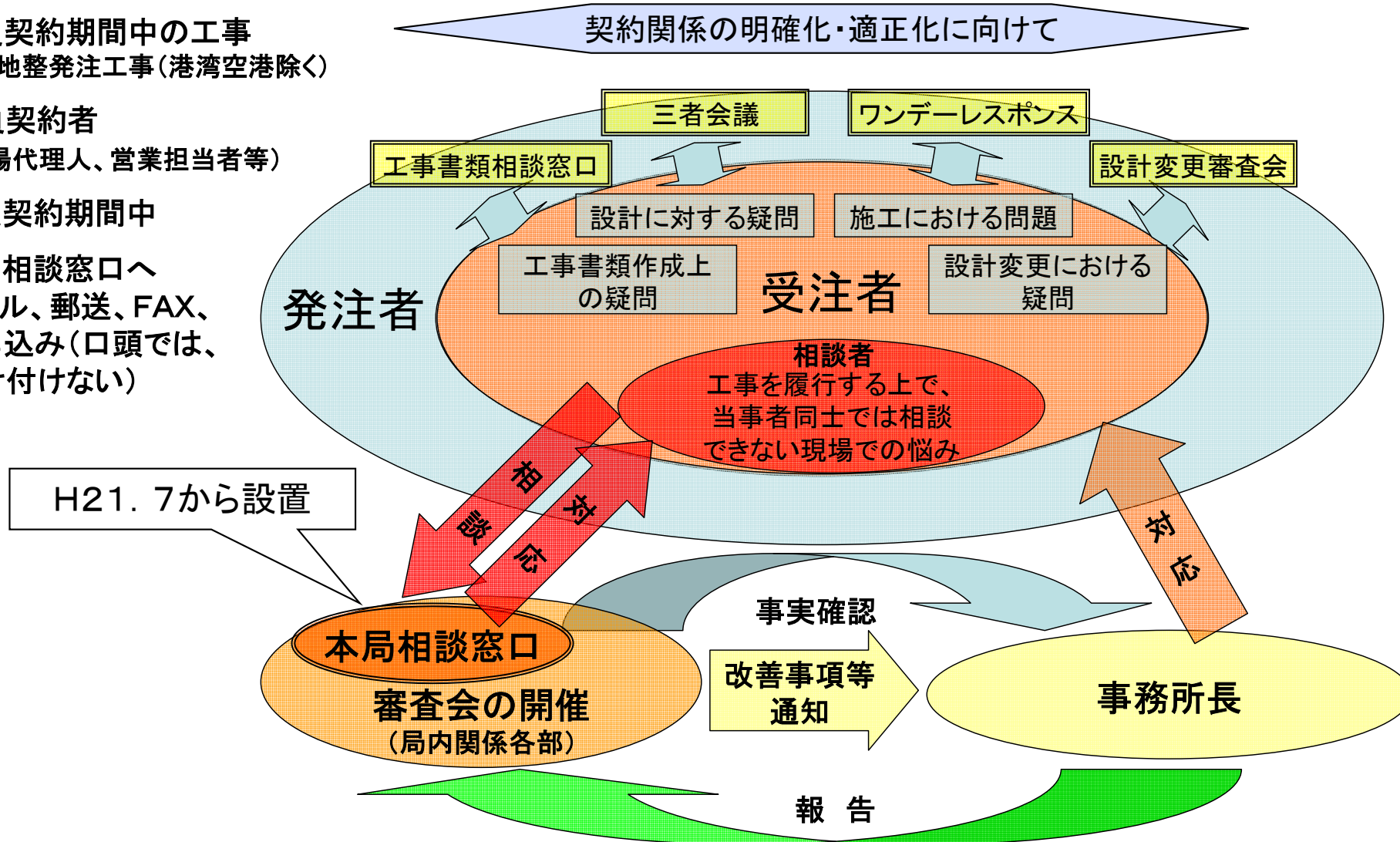
これまで、三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会等を通じ、現場の課題解決に努めてまいりました。  
 H21. 7からは、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を本局に設置しています。

対象: 請負契約期間中の工事  
 関東地整発注工事(港湾空港除く)

相談者: 請負契約者  
 (現場代理人、営業担当者等)

受付時期: 請負契約期間中

相談方法: 本局相談窓口へ  
 メール、郵送、FAX、  
 持ち込み(口頭では、  
 受け付けない)



※相談窓口:  
 関東地整企画部 技術管理課に設置